

特区としての利用が特に低調な規制緩和措置について（ポイント） （構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

調査の趣旨

- この調査は、総務省行政評価局が、特区基本方針（注）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受けて実施したものです（平成 16 年度に 2 回の調査を実施しており、今回で 3 回目の調査）。
 - 1 目的： 特区制度の利用促進に資するため、特区としての利用が特に低調（利用数 0～3）な規制の特例措置について、その原因・理由等を調査
 - 2 調査対象： 規制の特例措置の第 3 次提案募集（平成 15 年 6 月）及び第 4 次提案募集（同年 11 月）に基づく 27 特例措置のうち、特区としての利用数 0～3 の 11 措置
 - 3 調査方法： 平成 17 年 4 月から 5 月に、行政評価局及び 6 管区行政評価局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体等、②特区の認定を受けた地方公共団体、③事業を実施している事業者等を実地に調査

（注）「構造改革特別区域基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）

2-（2）-④ 評価の具体的方法

評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

調査の結果

（詳細は次頁以下参照）

- 利用が低調な主な原因・理由は、次のとおりです。
 - ① 特例措置の要件を満たすことができる者が限られることや特例措置の内容が提案した内容と異なっていることなど特例措置の内容等を理由としているもの（3 措置）
 - ② 実施主体側の事情を理由としているもの（7 措置）このほか、今後、特例措置の利用の増加が見込まれるもの（1 措置）がありました。
- 関係者から、特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等がみられました。

調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、平成 17 年 9 月をめどに特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

調査の結果

1 特区としての利用が低調となっている主な原因・理由等

ア 特例措置の要件を満たすことができる者が限られることや特例措置の内容が提案した内容と異なっていることなど特例措置の内容等を理由としているもの（3措置）

825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」（利用数：0）

<特例措置の概要>

小・中学校設置基準では、学級を同学年の児童生徒で編成し、教諭の数は1学級当たり1人以上とされているが、本特例措置を利用すれば、NPO法人が設置した学校では、1人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 本特例措置は、特例措置 817「学校設置非営利法人による学校設置事業」の利用を前提としているが、特例措置 817 の利用実績がないため、本特例措置の利用実績はない。平成 16 年度下半期に実施した特例措置 817 に関する調査では、この措置の利用がない主な理由について、NPO法人は、NPO法人設置の学校は私学助成の対象とならないからであるとしており、今回の調査でも同様の理由が挙げられた。

また、本特例措置 825 の提案を行ったNPO法人は、提案内容（フリースクールでの指導実績のある者等に対する教員の特別免許状の授与要件の緩和）と本特例措置の内容は大きく異なっており、本特例措置を利用しても、提案した内容は実現できないとしている。

1205(1214)「重量物輸送効率化事業」（利用数：1）

<特例措置の概要>

本特例措置は、道路法に基づく特殊車両通行許可の車両総重量（上限 30～38t(トン)）について、橋等を通行しないこと、車軸1軸当たりの荷重が10t（エアサスペンションを装着する車両の駆動軸は11.5t）を超えないこと等を条件に、その上限を超えて許可し、また、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準の総重量についても、分割可能な貨物の輸送（上限 28t）に対して分割不可能な貨物に対する上限緩和の特例を適用するものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 関係者から、①橋等これらに類する構造の道路の通行が認められていないため輸送経路が限定されること、②平成 15 年 10 月の規制緩和により、特殊車両通行許可において連結車両総重量 44t、保安基準においてセミトレーラ総重量（トラクタを除く。）36t までは分割可能貨物の輸送が橋等の通行を含め可能となり、特例措置を利用するメリットが減少したことが挙げられた。

1215「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業」（利用数：3）

<特例措置の概要>

地方公共団体が、グリーンツーリズム等の地域活性化の政策目的に基づいて、NPO法人等が空き家の賃貸情報の提供及び空き家の賃借・転貸を推奨することについて、宅地建物取引業法の運用上支障がない旨を明らかにするものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ NPO法人では、NPO法人等が空き家の賃貸情報提供等を行うことについて、地方公共団体が推奨することは、宅地建物取引業法上支障がないものとされたが、NPO法人等が宅地建物取引業免許を取得せずに賃貸借のあっせん・仲介を行うことは認められず、事業の効果が上がらないとしている。また、NPO法人等が賃貸事業を行うためには、事業資金が必要であるが資金力に乏しく実施が難しいとしている。

イ 実施主体側の事情を理由としているもの（7措置）

824「高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業」（利用数：0）

<特例措置の概要>

学校教育法施行規則では、留学した際の単位認定は、30単位を上限とし学校長の裁量により認定できるとされているが、本特例措置を活用することにより、認定単位数を36単位まで拡大できる。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 本特例措置を利用する可能性があるのは、年間必要単位数が30単位を超える高等学校に限定されるが、そのような高等学校について調査した中では、今後、本特例措置を利用したいとする高等学校が1校みられたものの、その外は、留学する生徒に対しては、学校長の裁量で進級を認める、あるいは、卒業に必要な単位数を減らす等、現行の認定単位数（30単位）で進級・卒業が可能となる措置を講じており、本特例措置を活用する予定はないとしている。

826「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」（利用数：0）

<特例措置の概要>

本特例措置は、全日制課程の高等学校で不登校状態となった生徒が、在籍する全日制校において添削指導やIT等の多様なメディアを利用した通信制課程の方式で学習し、20単位を上限として単位を修得することを認めるものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 調査した高等学校のほとんどが、①通学を基本とする全日制課程に通信制課程の学習方式を導入することは全日制課程の趣旨になじまない、②全日制課程で通信教育を行うためのノウハウがなく、また、現在の全日制課程の教員に加えて個別指導のための教員の確保等の負担が大きいことを理由として、本特例措置を活用する予定はないとしている。

832「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（利用数：1）

<特例措置の概要>

大学設置基準等では、通信制大学であっても、校舎等を確保しなければならないとされているが、本特例措置の利用により、校舎等の施設に関する大学設置基準等を満たさなくとも、インターネット等のみを用いて授業を行う大学等の設置を可能とするものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 調査した大学等では、本特例措置を利用すれば、大学等を新設する場合には校舎等の施設に関する大学設置基準等を満たす必要がないメリットはあるが、インターネット等のみを用いて授業を行う大学等は経営的に成り立つ見通しが必ずしも立たないことから利用が少な

いとしている。また、既に通信制教育でインターネットでの授業を行っている大学等では、①既に設置した校舎等があること、②実習などインターネットを用いた授業に適さない授業があること、③教材の作成、システムのメンテナンス等の負担があること、④学生の学習意欲の継続が懸念されることを挙げており、本特例措置を活用する具体的な予定はないとしている。

925 「日額単位を適用した施設訓練等支援事業」(利用数：2)

<特例措置の概要>

身体障害者及び知的障害者の施設訓練支援費は、1か月単位(月額)で算定されて支給されるが、利用者のニーズに応じて日単位でサービスを受けることができるよう、これを1日単位(日額)でも算定することを認めるものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 関係者は、①本特例措置を適用する要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整や在宅生活を含む個人ごとの支援計画の作成を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、また、②本特例措置の利用により、施設が入所者につき月額単位で受け取っていた支援費から、入所者が他の施設を日額で利用した分が差し引かれるなど、施設の収入が減ると見込まれること、③市町村や事業者の事務負担が増加することによるとしている。

926 「日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業」(利用数：2)

<特例措置の概要>

知的障害者地域生活援助(グループホーム)に係る支援費は、1か月単位(月額)で算定されて支給されるが、利用者のニーズに応じて日単位でサービスを利用できるよう、これを1日単位(日額)でも算定することを認めるものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 関係者は、①本特例措置を適用する要件として、月単位での利用者とは日単位での利用者の居室をあらかじめ別にする必要があるが、居室に余裕が少なく難しいこと、②要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、③日額利用者を受け入れた場合、施設ではコストに見合った収入が見込まれないこと、④市町村や事業者の事務負担が増加することによるとしている。

1130 「オートレース小規模場外車券発売施設事業」(利用数：0)

<特例措置の概要>

オートレースの場外車券発売施設は、小型自動車競走法に基づく設置基準を満たし、経済産業大臣の許可が必要であるが、本特例措置の利用により、窓口数5以内かつ最大滞留者数100人以内の小規模施設であれば、設置基準を満たしたものとみなし、設置を許可するものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 全国のオートレース施行者8地方公共団体のうち、調査した7団体では、多くのオートレース事業で経営が悪化し、事業の見直しが行われている中で、新たな投資を必要とする施設の設置は財政的に難しく、また、設置の投資に見合う収入が得られるのか分からないとしている。

1306「地中空間を利用した熔融一般廃棄物埋立処分事業」（利用数：0）

<特例措置の概要>

一般廃棄物の地中空間への埋立ては禁止されているが、生活環境へ悪影響がない場合、一般廃棄物である熔融スラグの地中空間への埋立て処分を可能とするものである。

<利用が低調な主な原因・理由>

- ・ 関係者からは、①事業の実施について地域住民の理解を得ることが難しいこと、②地中空間の要件（周辺の土地が地中空間の埋立てを行う上で構造上問題がない、埋め立てた熔融スラグによる地下水汚染のおそれがない等）により、埋立て可能な地中空間が限定されたことが挙げられた。

ウ 今後、特例措置の利用の増加が見込まれるもの（1措置）

1217「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業」（利用数：3）

<特例措置の概要>

本特例措置は、道路運送法に基づくレンタカー事業の許可について、アイドリングストップ車等を使用するカーシェアリングの場合、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものである。

<利用が見込まれる理由>

- ・ 本特例措置を適用した特区計画の認定は3件であるが、特区計画の第8次認定申請（平成17年5月）において、新たに2件の申請があり、本特例措置の利用の増加が見込まれる。
なお、本特例措置に係る提案を行った事業者が本特例措置を利用していない理由は、当該提案は将来の事業展開における活用に備えたものであり、具体的な事業での利用を想定したものでなかったことによるとしている。

2 特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等

ア 特例措置の内容に関するもの（3措置）

825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」

- ・ NPO法人では、本特例措置825は特例措置817「学校設置非営利法人による学校設置事業」の利用が前提となっているが、NPO法人による学校設置は私学助成の対象とならないため、特例措置817を利用するメリットはなく、本特例措置825も利用できないとしている。

925「日額単位を適用した施設訓練等支援事業」

- ・ 本特例措置の利用により、施設が受け取る支援費が減少することとなるが、同時に提案した定員の緩和措置が認められず、施設の経営面でのデメリットを緩和する措置が十分講じられていないことが、本特例措置利用の阻害要因の一つであるとする意見がみられた。

1215「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業」

- ・ NPO法人等が空き家の情報提供事業等を行うことについて、地方公共団体が推奨することは、宅地建物取引業法上支障がないものとされたが、NPO法人等が、宅地建物取引業免許を

取得せずに賃貸借の媒介を行うことは認められず、事業の効果が上がらないので、NPO法人から、免許を取得しなくても、物件貸借・譲渡契約のあっせん・仲介を行うことができるようにしてほしいとする要望がみられた。

イ 関連する規制に関するもの（2措置）

832「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」

- ・ 大学設置の前提となる学校法人の設立認可に係る審査基準で規定されている経常経費の保有義務（校地校舎を借用する場合、開設年度から完成年度までの3年分の経常経費を保有する必要）については、大学等設置者の経済的負担が大きく、大学等の設立自体に支障となりかねないので、本特例措置を活用して大学等を設置する場合、適用除外とするか、校地及び校舎を自己保有する場合と同様、1年分の経常経費相当額の保有としてほしいとする要望がみられた。

1217「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業」

- ・ カーシェアリング事業を実施するためには、道路運送法に基づくレンタカー事業の許可のほかに、車庫法に基づく車庫証明が必要となり、車庫証明の要件については、自動車の保管場所と使用の本拠の位置との距離が2km（キロメートル）を超えてはならないとされている。
事業者等から、2km以内という距離制限の緩和や無人ステーションを使用の本拠の位置として認める条件について明確化及び緩和を希望する意見や、「無人ステーションを使用の本拠の位置とする場合の車庫証明の交付について、使用するシステムの最低限の基準を盛り込んだガイドラインが示されると、事業展開を検討する上で参考になる」とする意見がみられた。

参 考

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	利用数
文部科学省	824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	1	0
	825	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業	2	0
	826	高等学校全日課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業	1	0 (1)
	832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	1	1
厚生労働省	925	日額単位を適用した施設訓練等支援事業	1	2
	926	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	1	2
経済産業省	1130	オートレース小規模場外車券販売施設事業	1	0
国土交通省	1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	1	1
	1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	1	3
	1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業	1	3 (2)
環境省	1306	地中空間を利用した熔融一般廃棄物埋立処分事業	1	0

- (注) 1 「提案数」には、特例措置の提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体の共同提案による場合は1とする。）を計上している。
- 2 「利用数」には、特例措置を利用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。
- 3 利用数は、平成17年4月末現在のものであるが、第8回認定申請（17年5月）において、新規に認定申請が行われた数を（ ）内に記した。

担当：総務省行政評価局
規制改革等担当評価監視官室
 評価監視官 山本 いっせい 一晴
 評価監視調査官 田中 みでと 英人
 電話：03（5253）5440（直通）
 FAX：03（5253）5436
 Eメール：htanaka@soumu.go.jp